

平田ロータリークラブ 週報

発行日 毎週木曜日

平成18年11月2日

No.1586

率先しよう

国際ロータリー会長 ウィリアム・ビル・ボイド
第2690地区ガバナー 新宮彦助

島根県出雲市平田町2280-1
平田商工会議所2F TEL 0853-63-3232
FAX 0853-63-5365
I P 050-5204-5816
A.M. 9:00 ~ P.M.5:00 土・日曜・祝祭日休局
E-mail hiratarc@hit-5.net

会長 加藤喜久 副会長 田中久雄
幹事 荒木貫 会計 金田卓也

例会プログラム

例 会	卓 話 者	演 題
第1586回	松江地方検察庁企画調査課長 飯塚 隆様	裁判員制度について
第1587回	ホテルほり江 18:30~	受賞祝賀例会
第1588回	島根大学名誉教授 平塚貴彦様	暖かくなる地球②

出席報告

会 員 数	出 席 者 数	欠 席 者 数	出 席 率	前 回 補 正 率
49	38	11 (1)	79.17	89.58

欠 席 者 黒田・原孝・持田・園山・三代・佐藤・原光・西谷・飯塚佳・飯塚大(石原)

M U 10/28加藤・荒木(地区大会) 10/29加藤・荒木・藤井・横野・松浦・大島卓・大島治・大谷・田中久・高砂・恒松・内田・名原(地区大会)

幹事報告

1. 出雲中央RCより創立15周年記念誌をいただきました。(事務局にあります)
2. ガバナー新宮彦助様・地区大会実行委員長野津一成様より、大会出席のお礼状をいただきました。

理事会決定事項

○11/9を夜間例会(受賞祝賀例会)とし、全員登録(登録料5,000円)とする事と致しました。

スマイル

加藤 飯塚様、坂川様、本日はスピーチを頂きありがとうございます。

内田 RI広報賞他数々の受賞おめでとうございます。

木佐 今月はロータリー財団月間です。又、今日は百万ドルの食事です。ご迷惑をおかけします。

11月16日例会受付当番

石原 恵 行 ・ 藤 井 巖 ・ 河 原 治 子

★松江南クラブ(月)

★出雲中央クラブ(月) 11/6

★松江しんじ湖(火)

★出雲クラブ(火)

★松江クラブ(水)

★大社クラブ(水) 11/15

★平田RAC(第1・3水)

★松江東クラブ(木)

★出雲南クラブ(金)

会長挨拶

本日の例会の卓話は、松江の地方検察庁からおこしいただき、裁判員制度についてお話をさせていただきます。実は8月にある研修会で、本日お越しの飯塚様の裁判員制度についてのお話を拝聴し、これはとても大事なことで大変に参考になりましたので、プログラム委員長さんをお願いをして、本日の例会にお招きいたしました訳でございます。

今、わが国ではさまざまな分野での構造改革により、社会が大きく変わりつつあり、また急速な国際化が進んで、司法の果たす役割がこれまで以上に大きくなってきたということで、現在、21世紀の国を支える「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」の実現を目指して、「司法制度の改革」が進められているようです。その改革の一つとして、裁判員制度が導入されることになったと伺っております。

本日の例会を機に、日頃いろいろ司法について私がちょっと不勉強なので疑問に思っていることなどを述べてみたいと思います。

最近、犯罪が多発して、毎日のように凶悪な事件のニュースが流れていますが、有罪判決の場合、少し刑が軽いのではないかなと感じています。一番重いのが死刑で、次が無期懲役、そして有期懲役だと思いますが、このなかで無期懲役というのは、法律上では最短で10年で出所できる、言い換えれば、つまり10年以上の有期懲役とっていいじゃないかなと理解しております。そのように考えますと、死刑と無期では格段の差があるように思えてなりません。アメリカの一部の州、オランダ、中国などのような終身刑があっても良いじゃないかなと私は思います。

また、警察と検察の違い、裁判員とアメリカの陪審員の違い、裁判の判決までの期間がなぜあんなに長いのだろうか、などこれも日頃よくわからないと私は思っています。

この後、飯塚様にはもし時間がありましたら、ぜひそういった話を伺えたらなと望んでいます。本日の例会では、司法、特に裁判員制度についていろいろと勉強をさせていただきます。

スピーチ

裁判員制度について

松江地方検察庁

企画調査課長 飯塚 隆 様

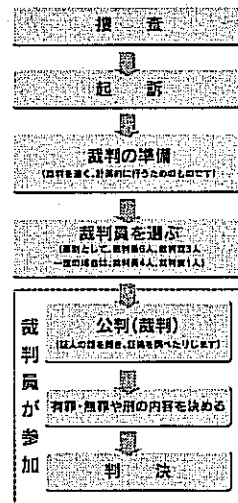


裁判員制度は、国民が重大な刑事事件の裁判に携わる仕組みで、平成21年5月

までに開始されることが決まっています。対象となる事件は、殺人・強盗致死・傷害致死・危険運転致死などで、島根県における発生件数は、平成16年：17件、17年：10件でした。国民が裁判に参加することで、裁判に国民の感覚が反映されるとともに、司法に対する理解と支持が深まることが期待されています。（多くの配付資料をいただきました。）

さらに詳しい説明をご希望の方は、ご一報いただければ、いつでも説明に伺います。

裁判員制度による裁判の流れ



解決できる人(例)
・70歳以上の高齢者の人
・悪い病気やケガの人
・家族の介護・資料の整理がある人
・仕事に大きな責任が生じる人
・父母の葬式等社会生活上の重要な用事がある人

選任されない人(例)
・事件関係者
・不公平な裁判をするおそれがある人

裁判員の仕事は、我が国の司法を支え、より良い社会をつくるためにとても大切なものです。